

第4章 都市施設

快適な都市生活や商工業等の経済活動に欠かせない、道路等の交通施設、公園等の公共空地、水道・下水道・ごみ焼却場等の供給処理施設、学校等の教育文化施設、病院等の社会福祉施設等様々な施設のことを「都市施設」といいます。このような都市施設は、その全てを都市計画として定める必要はありませんが、状況に応じて必要と判断されるものは都市計画として定めることができます。都市計画法に基づき定めた都市施設を、「都市計画施設」といいます。

1. 交通施設

(1) 都市計画道路

都市計画では、都市内の道路を自動車専用道路、幹線街路、区画街路及び特殊街路に区分し、幹線街路以下を総称して「街路」と呼んでいます。

街路は、都市の骨格を形成するとともに、日常生活及び産業活動を営む上で交通空間として重要な役割を果たしています。また、人々が安全で快適な都市生活を送る上で必要な防災機能及び環境保全機能を有する都市の根幹的施設であり、それぞれの地域に適したみちづくりを計画的に進めることが重要です。

■ 道路の種類と機能・配置の考え方

道路種別	道路の機能・配置の考え方
自動車専用道路	都市間高速道路や都市高速道路等、広域的な交通や都市内の交通を適切に処理する道路。
幹線街路	幹線街路は特に多様な機能を有していることから、以下のとおり区分して計画することが望ましい。これらの道路が適切に役割分担して組み合わせられるよう配置することで、円滑な交通処理、良好な市街地環境の形成、災害時の防災性の向上等を図る。
主要幹線街路	都市の拠点間を連絡し、自動車専用道路と連携し都市に出入りする交通及び都市内の重要な地域間相互の交通を集約して処理する道路。特に高い走行機能と交通処理機能を有し、都市構造に対応したネットワークを形成するよう配置する。
都市幹線街路	都市内の各地区又は主要な施設相互間の交通を集約して処理する道路。市街地内においては、主要幹線街路、都市幹線街路で囲まれた区域内から通過交通を排除し、良好な環境を保全するよう適切に配置する。
補助幹線街路	主要幹線街路又は都市幹線街路で囲まれた区域内において、当該区域の発生又は集中する交通を集約する道路。区域内において良好な都市環境を実現するため区域内を通過する自動車交通の進入を誘導しないよう配置する。
区画街路	適切な規模、形状の街区を形成するとともに、幹線街路等で囲まれた区域内に発生又は集中する交通を円滑に集散する道路。区域内を通過する自動車交通の進入を誘導しないよう配置する。
特殊街路	専ら歩行者、自転車、都市モトルール等、主として自動車以外の交通の用に供するための道路。

参考) 都市計画運用指針 第12版(国土交通省、令和5年7月)

高知県では、延長約 528km（自動車専用道路約 126km、幹線街路約 385km、区画街路約 16km、特殊街路約 1km）を都市計画決定しています。

■ 高知県における都市計画道路の決定状況（令和 4 年 3 月 31 日現在）

（単位：k m）

都市計画 区域名	都市名	計画					改良済み（注1）					概成済み（注2）				
		自動車 専用道路	幹線 街路	区画 街路	特殊 街路	小計	自動車 専用道路	幹線 街路	区画 街路	特殊 街路	小計	自動車 専用道路	幹線 街路	区画 街路	特殊 街路	小計
高知広域	高知市	8.10	180.23	12.60	0.82	201.75	—	152.08	12.60	0.82	165.50	1.86	7.46	—	—	9.32
	南国市	7.81	44.00	0.82	—	52.63	—	35.85	0.82	—	36.67	2.84	—	—	—	2.84
	香美市	—	16.31	—	—	16.31	—	11.12	—	—	11.12	—	0.08	—	—	0.08
	いの町	—	13.30	—	—	13.30	—	9.74	—	—	9.74	—	—	—	—	—
	小計	15.91	253.84	13.42	0.82	283.99	—	208.79	13.42	0.82	223.03	4.70	7.54	—	—	12.24
室戸	室戸市	—	10.03	—	—	10.03	—	5.85	—	—	5.85	—	—	—	—	—
安芸	安芸市	12.14	10.59	—	—	22.73	—	6.61	—	—	6.61	—	0.43	—	—	0.43
	芸西村	2.99	—	—	—	2.99	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
香南	香南市	10.29	1.79	—	—	12.08	—	1.79	—	—	1.79	7.50	—	—	—	7.50
	芸西村	1.23	—	—	—	1.23	—	—	—	—	—	1.23	—	—	—	1.23
土佐	土佐市	—	8.79	—	—	8.79	—	8.38	—	—	8.38	—	—	—	—	—
須崎	須崎市	8.78	19.88	0.60	—	29.26	—	16.42	0.60	—	17.02	8.78	0.62	—	—	9.40
中村	四万十市	3.84	26.25	1.23	—	31.32	—	20.86	1.23	—	22.09	—	1.11	—	—	1.11
宿毛	宿毛市	10.44	20.74	0.95	—	32.13	—	14.99	0.60	—	15.59	—	2.75	0.35	—	3.10
土佐清水	土佐清水市	—	12.79	—	—	12.79	—	9.04	—	—	9.04	—	—	—	—	—
東洋	東洋町	6.85	4.90	—	—	11.75	—	—	—	—	—	—	2.05	—	—	2.05
本山	本山町	—	5.80	—	—	5.80	—	—	—	—	—	—	5.80	—	—	5.80
	土佐町	—	2.66	—	—	2.66	—	2.66	—	—	2.66	—	—	—	—	—
	小計	—	8.46	—	—	8.46	—	2.66	—	—	2.66	—	5.80	—	—	5.80
中土佐	中土佐町	10.17	—	—	—	10.17	—	—	—	—	10.17	—	—	—	—	10.17
窪川	四万十町	15.40	7.30	—	—	22.70	—	—	—	—	10.67	7.30	—	—	17.97	
幡東	黒潮町	28.43	—	—	—	28.43	—	—	—	—	4.30	—	—	—	4.30	
合計		126.47	385.36	16.20	0.82	528.85	—	295.39	15.85	0.82	312.06	47.35	27.60	0.35	—	75.30

注 1）改良済み：以下の区間の延長合計

- ・道路用地が計画幅員のとおり確保され、一般の通行の用に供している道路延長
- ・事業中の区間における事業決定区間の全体事業費に対する当該年度未換算完成延長

注 2）概成済み：改良済み以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道（概ね計画幅員の 2/3 以上又は 4 車線以上の幅員を要する道路）を有する区間で、その現道に対応する都市計画道路延長

■ 都市計画道路高知駅秦南町線



■ 都市計画道路高知南国線



● 都市計画道路の見直し

都市計画道路の中には、財政的な制約や道路に求められる各種の機能の変化等から、長期にわたり事業化されていないものも存在しており、時代に対応した適切な見直しが必要となっています。高知県では、こうした長期未着手の都市計画道路の見直しを行う場合の基本的考え方や留意事項及び手順を定めた、「都市計画道路見直しガイドライン」を平成 19 年 9 月に策定しています（令和 3 年 3 月改定）。

(2) 駅前広場

駅前広場は、鉄道と自動車、バス等の他の交通機関とを結ぶ交通結節点として、円滑かつ効率的な処理と安全確保を図るために設けられています。

また、その都市の玄関口としても重要な役割を果たしています。

高知県では、12箇所の駅前広場を都市計画道路の一部として定めています。

■ 高知県における駅前広場の決定状況（令和5年3月31日現在）

都市計画 区域名	都市名	駅名	鉄道名	駅前広場面積 (㎡)		乗降客 (人/日)	最終告示 年月日	備考
				計画	供用			
高知広域	高知市	高知駅南口	JR 土讃線	9,200	9,200	7,906	H7.12.1	—
		高知駅北口	〃	4,400	4,400	—	H26.8.1	—
	南国市	後免駅	〃	3,000	500	3,784	S46.10.8	—
	香美市	土佐山田駅南口	〃	3,800	1,000	1,520	S46.10.8	—
		土佐山田駅北口	〃	1,800	—	—	H10.2.18	—
	いの町	伊野駅	〃	1,100	1,100	840	S61.1.31	—
安芸	安芸市	安芸駅	土佐くろしお鉄道 阿佐線	4,000	—	814	S47.4.25	—
			元土佐電鉄	2,000	2,000	—	S47.3.30	(注)
須崎	須崎市	須崎駅	JR 土讃線	2,400	1,000	502	S46.12.24	—
		多ノ郷駅	〃	1,600	1,600	272	H8.3.29	—
中村	四万十市	中村駅	土佐くろしお鉄道 中村線	4,000	4,000	844	S50.8.1	—
宿毛	宿毛市	宿毛駅	土佐くろしお鉄道 宿毛線	1,660	1,660	324	H1.9.22	—
窪川	四万十町	窪川駅	JR 土讃線	1,900	1,300	66	S47.2.4	—
合計				40,860	27,760	—	—	—

注) 土佐電鉄安芸駅の廃止により、現在はバス交通広場のみ

■ JR 高知駅周辺の駅前広場



JR 高知駅 (全景)



JR 高知駅南口駅前広場



JR 高知駅北口バスターミナル

(3) 都市高速鉄道（連続立体交差事業）

都市内を走る鉄道は、通勤・通学その他の日常生活に必要な交通を処理し、街路とともに都市を形成する根幹的な交通施設であり、大量輸送機関として重要な役割を果たしています。その一方で、道路との平面交差による踏切事故や踏切遮断による交通渋滞の原因になることや、鉄道が市街地を分断することにより、地域の一体的な発展を阻害する要因にもなることがあります。

連続立体交差事業は、このような問題を解消するために、一定の区間で、鉄道を高架化又は地下化することにより、多数の踏切を除却するものです。

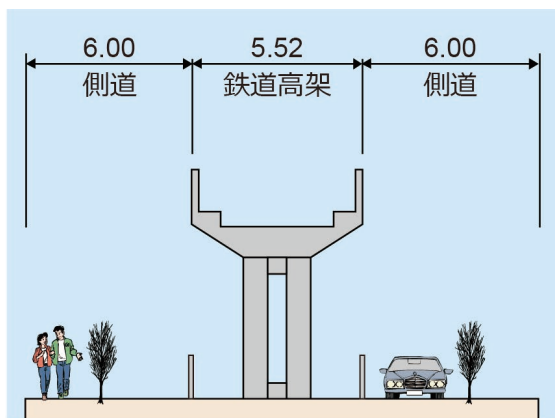
連続立体交差化を図る鉄道は、都市施設のうち都市高速鉄道として都市計画決定されます。

高知県では、平成 8 年度から高知駅周辺都市整備の主要事業として連続立体交差事業を実施し、平成 20 年 2 月に鉄道の高架切替えと高知駅等の新駅舎が開業しています。

■ 高知県における都市高速鉄道の決定状況（令和 5 年 3 月 31 日現在）

都市計画区域名	都市名	名称	延長 (m)	最終告示年月日
高知広域	高知市	四国旅客鉄道株式会社 土讃線	7,540	H21.4.10

■ JR土讃線高知駅周辺連続立体交差事業の標準断面図



出典) 四国旅客鉄道土讃線事業誌

■ JR土讃線高知駅周辺連続立体交差事業における渋滞解消の例（円行寺踏切付近の施工前後）



施行前



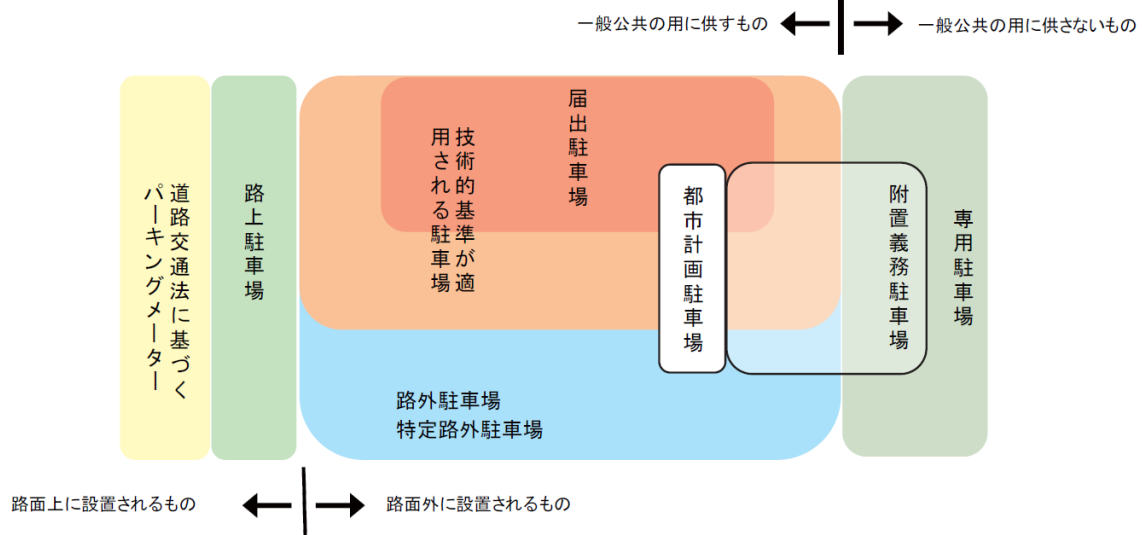
施行後

出典) 四国旅客鉄道土讃線事業誌

(4) 駐車場

駐車場及び駐輪場は、都市内の駐車・駐輪需要に対応し、都市交通の円滑化と渋滞解消、さらには都市美観の保全を図るために必要な施設です。

■ 駐車場法に基づく分類



1) 都市計画駐車場

都市計画駐車場は、幅広い人々の駐車需要に対して永続的に確保すべき基幹的な駐車場として、都市計画で定められる路外駐車場^(注)です。

種類としては、「自動車駐車場」と「自転車駐車場」があります。

高知県では3箇所の都市計画自動車駐車場、3箇所の都市計画自転車駐車場を整備しています。

■ 高知県における自動車駐車場の決定状況（令和5年3月31日現在）

都市計画 区域名	都市名	名称	計画		供用		最終告示 年月日
			面積 (ha)	収容台数	面積 (ha)	収容台数	
高知広域	高知市	2号中央公園地下駐車場	0.62	330	0.62	325	S62.2.5
		3号県庁前通り地下駐車場	0.43	220	0.43	222	H1.4.20
室戸	室戸市	室戸市中央駐車場	0.20	33	0.20	62	S46.6.13
合計			1.25	583	1.25	609	-

■ 高知県における自転車駐車場の決定状況（令和5年3月31日現在）

都市計画 区域名	都市名	名称	計画		供用		最終告示 年月日
			面積 (ha)	収容台数	面積 (ha)	収容台数	
高知広域	高知市	2号帯屋町公園地下自転車駐車場	0.09	640	0.09	632	H4.11.30
		3号追手前公園地下自転車駐車場	0.09	520	0.09	522	H6.11.16
	いの町	伊野駅前自転車駐車場	0.10	500	0.10	500	S61.1.31
合計			0.28	1,660	0.28	1,654	-

注) 路外駐車場：道路の路面外に設置される自動車のための駐車場であって、一般公共の用に供されるものをいいます（駐車場法第2条第1項第2号）。また、平成18年12月に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）が施行され、特定路外駐車場施設を新設又は改良するときは、移動円滑化のために必要な一定の基準を満たすことが定められました。

■ 3号県庁前通り地下駐車場



外観



内観

■ 2号帯屋町公園地下自転車駐車場



外観



内観

2) 届出駐車場

届出駐車場は、都市計画区域内において、自動車の駐車のために供する部分が500㎡以上の路外駐車場を設置し、駐車料金を徴収する場合に、設置の届け出が義務付けられたものをいいます。

高知県では、高知広域都市計画区域内で28箇所の届出駐車場があります。

■ 高知県における届出駐車場の状況（令和5年3月31日現在）

都市計画区域名	都市名	箇所数
高知広域	高知市	25
	南国市	3
合計		28

3) 附置義務駐車場

附置義務駐車場は、駐車場整備地区や商業地域、近隣商業地域又はその周辺地域において、条例によって、一定規模の建築物を新設する者に対して、地方公共団体が条例で設置を義務づけた駐車場です。

高知県では、高知市が「高知市の建築物における駐車施設の附置に関する条例」を昭和46年10月1日に定めています。

2. 公園・緑地等の公共空地

(1) 公園

公園・緑地は、市民にとって憩いや安らぎの場、スポーツや文化活動、コミュニティ活動等を通じた交流の場であるほか、都市における環境問題の改善や防災性の向上に寄与するなど、重要な役割を果たすものです。

(2) 緑地・墓園







公園が主に様々なレクリエーションの場として人々に利用されるものであるのに対し、緑地は自然的環境を提供することで、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上等の都市環境の維持・保全・改善の機能を担うものです。なお、公園と墓園が併設され、公園機能を主体とする墓園は、特殊公園として都市計画決定することができます。

■ 公園・緑地等の種類

種類	種別	内容
住区 基幹公園	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 250m の範囲内で、1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 500m の範囲内で、1 箇所当たり面積 2 ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 1 km の範囲内で、1 箇所当たり面積 4 ha を標準として配置する。
都市 基幹公園	総合公園	主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、住民が容易に利用できる位置に、1 箇所当たり概ね面積 10ha 以上として配置する。
	運動公園	主として運動の用に供することを目的とする公園で、住民が容易に利用できる位置に、1 箇所当たり概ね面積 15ha 以上として配置する。
大規模 公園	広域公園	一の市町村の区域を超える広域の区域を対象とし、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、交通の利便の良い土地に、1 箇所当たり概ね面積 50ha 以上として配置する。
特殊公園	風致公園等	風致公園、樹林地、湖沼海浜等の良好な自然的環境を形成する土地を選定して配置する。
	歴史公園等	動物公園、植物公園にあたっては、気象、地形、植生等の自然的条件が当該公園の立地に適した土地を選定して配置するほか、歴史公園にあたっては、遺跡、庭園、建築物等の文化的遺産の在する土地、復元、展示等に適した土地、歴史的意義を有する土地を選択して配置する。
	緑地	主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上、及び緑道の用に供することを目的とする公共空地である。
	広場	主として歩行者等の休息、鑑賞、交流等の用に供することを目的とする公共空地である。
	墓園	主として墓地の設置の用に供することを目的とする公共空地で、自然的環境を有する静寂な土地に設置する。

出典) 都市計画運用指針 第 12 版 (国土交通省、令和 5 年 7 月)

■ 都市公園の事例

住区基幹公園	都市基幹公園
 <p data-bbox="434 779 761 808">近隣公園／高須公園（高知市）</p>	 <p data-bbox="981 779 1356 808">総合公園／野市総合公園（香南市）</p>
 <p data-bbox="434 1205 761 1234">地区公園／秦山公園（香美市）</p>	 <p data-bbox="938 1205 1356 1234">運動公園／春野総合運動公園（高知市）</p>
特殊公園	大規模公園
 <p data-bbox="434 1682 761 1711">歴史公園／高知公園（高知市）</p>	 <p data-bbox="981 1682 1356 1711">広域公園／室戸広域公園（室戸市）</p>

高知県では、都市計画公園 259 箇所 (1,152.8ha)、緑地 19 箇所 (208.9ha)、墓園 3 箇所 (6.9ha) を定めています。

■ 高知県における公園・緑地等の決定状況 (令和 4 年 3 月 31 日現在)

都市計画 区域名	街区公園		近隣公園		地区公園		小計		総合公園		運動公園		小計		大規模公園		歴史公園		風致公園		緑地		墓園		合計		整備率		
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)			
高知市	119	23.42	19	29.60	1	4.40	139	57.42	1	31.65	1	59.70	2	91.35	-	46.30	1	10.40	5	46.30	6	56.70	6	10.60	1	1.80	154	217.87	64.7%
	119	23.58	21	36.20	1	4.40	141	64.18	1	38.70	1	59.90	2	98.60	-	49.50	1	10.50	5	49.50	6	60.00	8	112.15	1	1.80	158	336.73	
南門市	2	0.43	1	1.30	-	-	3	1.73	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	6.60	-	-	4	8.33	24.4%
高知広域	3	0.45	1	1.30	2	13.60	6	15.35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2.14	-	-	8	17.49	47.5%
	4	0.60	2	2.10	2	13.60	8	16.30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	20.50	-	-	11	36.80	
いの町	1	0.33	2	3.20	1	4.00	4	7.53	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2.30	-	-	6	9.83	73.7%
小計	125	24.63	23	35.40	4	22.40	152	82.43	1	31.65	1	59.70	2	91.35	-	46.30	1	10.40	5	46.30	6	56.70	11	21.64	1	1.80	172	253.92	60.3%
	126	24.94	27	47.20	4	23.30	157	95.44	1	38.70	1	59.90	2	98.60	-	49.50	1	10.50	5	49.50	6	60.00	15	165.55	1	1.80	181	421.39	
室戸市	-	-	1	1.00	-	-	1	1.00	1	46.40	-	-	1	46.40	-	74.39	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.30	4	122.09	99.2%
安芸市	5	1.12	-	-	-	-	5	1.12	1	5.40	-	-	1	5.40	1	15.34	1	1.80	-	-	-	1	1.80	1	2.20	-	9	25.86	28.2%
	5	1.12	-	-	-	-	5	1.12	1	15.10	-	-	1	15.10	1	45.60	1	1.80	-	-	-	1	1.80	1	28.20	-	9	91.82	
香南市	-	-	-	-	-	-	-	0.00	1	19.90	-	-	1	19.90	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	19.90	33.3%
土佐市	6	1.75	1	1.50	1	3.20	8	6.45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	6.45	100.0%	
	6	1.75	1	1.50	1	3.20	8	6.45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	6.45		
須崎市	8	1.32	-	-	-	-	8	1.32	1	0.75	1	1.41	2	2.16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	3.48	5.8%	
	8	1.32	-	-	-	-	8	1.32	1	28.60	1	23.10	2	51.70	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	60.32		
中村	18	4.20	-	-	-	-	18	4.20	-	-	1	10.10	1	10.10	1	36.13	1	10.00	-	-	-	1	10.00	3	15.10	-	24	75.53	48.6%
	18	4.20	-	-	-	-	18	4.20	-	-	1	10.10	1	10.10	1	115.90	1	10.00	-	-	-	1	10.00	3	15.10	-	24	155.30	
宿毛市	5	0.48	2	5.20	-	-	7	5.68	1	43.50	1	4.10	2	47.60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	53.28	79.2%
	5	0.48	2	5.20	1	7.90	8	13.58	1	43.50	1	10.20	2	53.70	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	67.28		
土佐清水市	13	2.10	2	6.93	-	-	15	9.03	1	20.00	1	3.00	2	23.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2.70	18	34.73	61.0%
	13	2.10	3	8.83	-	-	16	10.93	1	38.20	1	3.00	2	41.20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4.80	19	56.93	
本山町	2	0.67	1	1.50	-	-	3	2.17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2.17	100.0%	
	2	0.67	1	1.50	-	-	3	2.17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2.17			
本山	1	0.14	-	-	-	-	1	0.14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.14	100.0%	
	1	0.14	-	-	-	-	1	0.14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.14		
越知町	1	0.21	-	-	1	3.80	2	4.01	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	4.01	100.0%	
	1	0.21	-	-	1	3.80	2	4.01	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	4.01		
窪川	1	0.25	-	-	-	-	1	0.25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.25	100.0%	
	1	0.25	-	-	-	-	1	0.25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.25		
幡豆町	4	1.01	-	-	-	-	4	1.01	-	-	-	-	-	-	2	46.46	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	47.47	14.8%	
	4	1.01	-	-	-	-	4	1.01	-	-	-	-	-	-	2	319.10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	320.11		
合計	189	37.88	30	51.53	6	29.00	225	118.41	7	167.60	5	78.31	12	245.91	5	58.10	1	10.40	7	58.10	8	68.50	15	38.94	3	4.80	268	646.88	47.4%
	191	38.27	35	65.23	8	45.10	234	148.60	7	270.70	5	106.30	12	377.00	5	61.30	1	10.50	7	61.30	8	71.80	19	208.85	3	6.90	281	1368.55	

(注) 上段は供用、下段は計画決定

高知県の
都市のすがた

都市計画の概要

土地利用

都市施設

市街地開発事業

都市計画制限等

景観形成

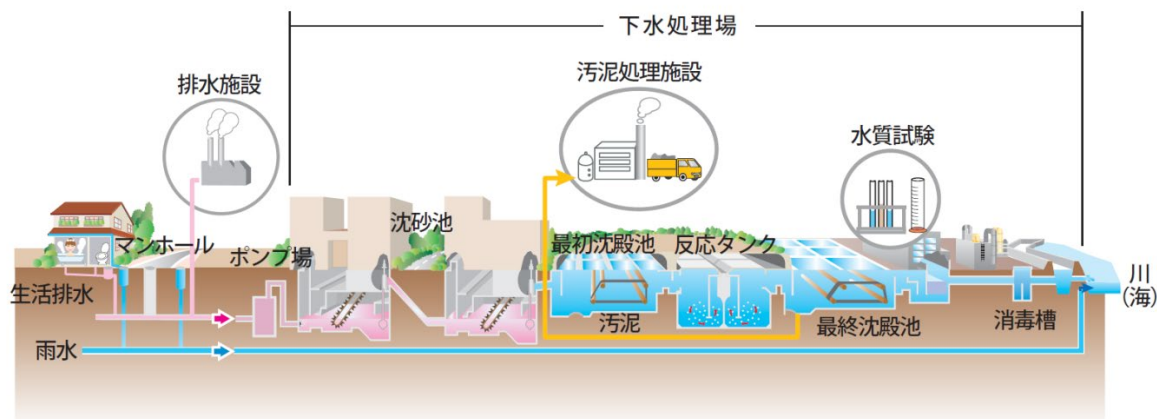
県民主体の
まちづくり

3. 供給処理施設

(1) 下水道

下水道は、日常生活や事業活動によって家庭や工場等から排出される汚水を速やかに排除したり、雨水を排除して浸水被害を防除したりする役割を担っています。前者は、トイレの水洗化等を含む生活環境の改善を、後者は、住民の生命・財産の安全確保や交通等の都市機能の確保等を意味しています。

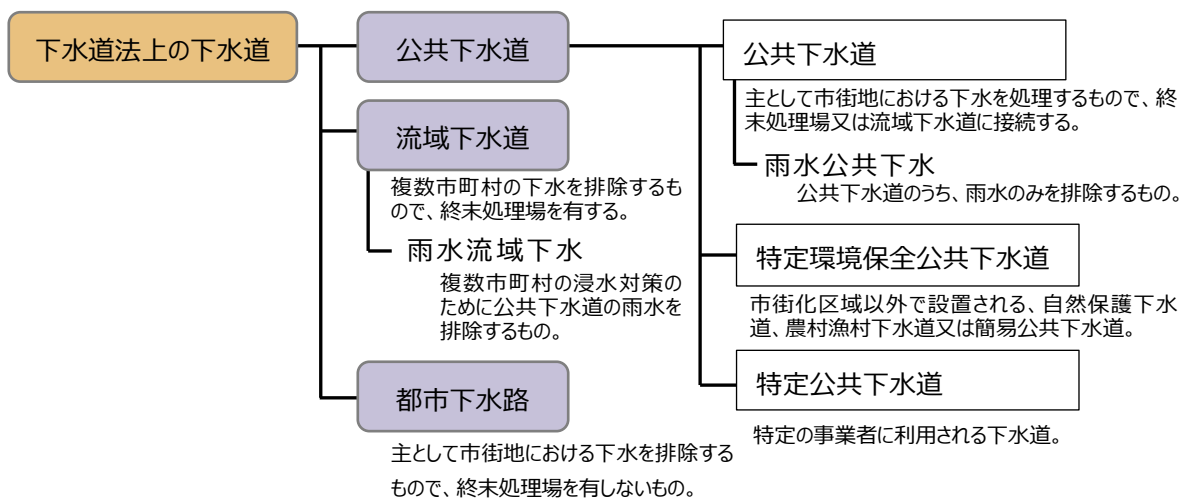
下水道では、排水区域のほか、雨水及び汚水を排除するために設けられるポンプ場や主要な排水管（管渠）、汚水を処理するために設けられる処理場を都市計画決定することができます。



排水管には、各家庭のトイレ、台所、風呂等から出る生活排水や工場排水等の汚水を下水処理場へ流す污水管と、市街地に降った雨を流す雨水管があります。

- ・雨水と汚水を同じ管渠に流す方式を「合流式」と呼びます。
- ・雨水と汚水を別々の管渠に流す方式を「分流式」と呼びます。

■ 下水道の構成

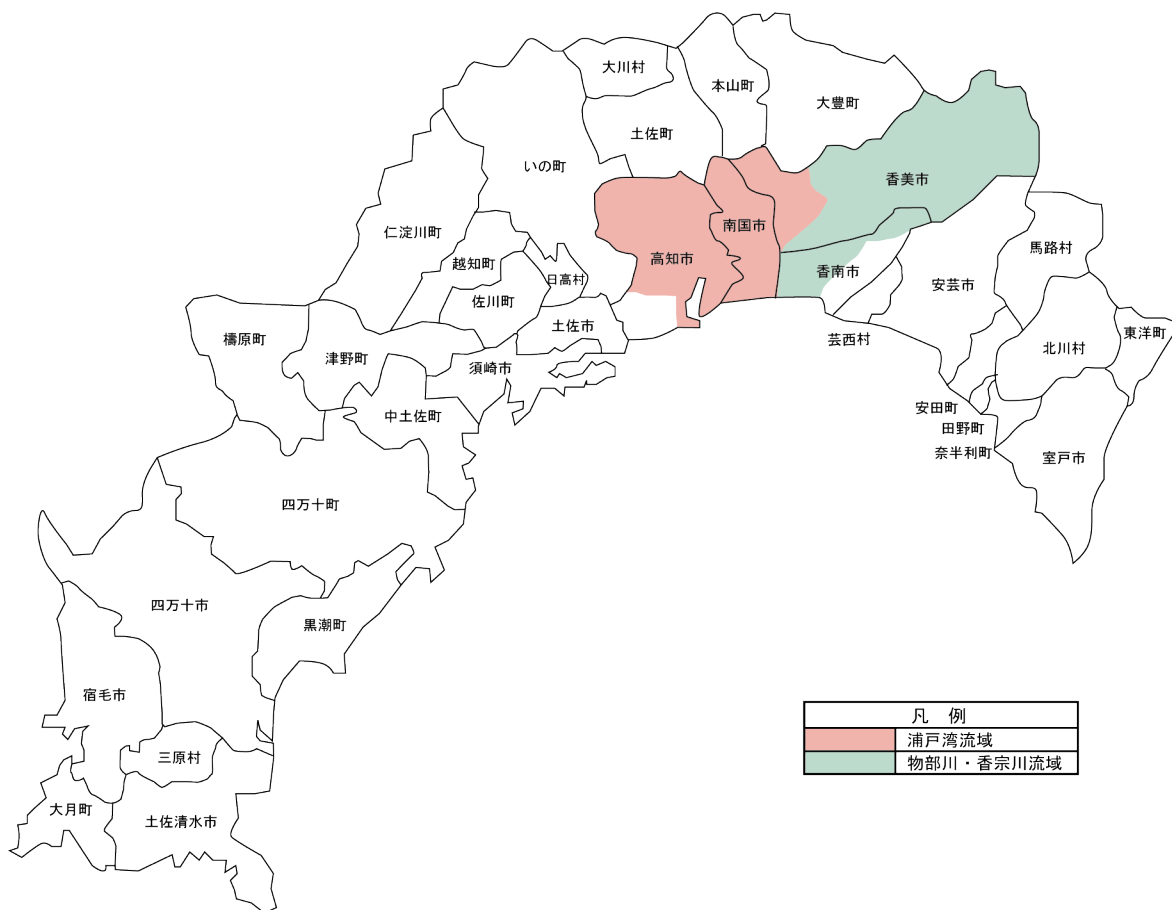


参考 改正下水道法について（平成 27 年改正）

近年、洪水のほか、雨水出水（内水）、高潮により、現在の想定を超える浸水被害が多発していることに鑑み、地域の状況に応じた内水対策などを主眼に、下水道法において、以下の点が改正されました。

- 民間による雨水貯留施設の整備の促進
- 公共下水道で汚水処理を行わない区域でも整備できる、雨水排除に特化した「雨水公共下水道」を創設
- 下水道の計画的な維持管理を推進するための維持修繕基準の創設

河川、海域等の公共用水域の水質環境基準を達成維持するために必要な下水道の整備を最も効果的に実施するため、個別の下水道計画の上位計画として流域別下水道整備総合計画を策定しています。

■ 流域別下水道整備総合計画の対象範囲

1) 公共下水道

公共下水道とは、公共下水道（狭義）^{（注）}、雨水公共下水道、特定環境保全公共下水道、特定公共下水道の4つを指します。

注）市町村ごとに整備する下水道で、主として市街地の下水を排除又は処理するもの。

■ 公共下水道の整備状況（令和4年3月31日現在）

都市計画 区域名	都市名	方式	雨水排水 区域 (ha)	汚水排水 区域 (ha)	下水管渠 (m)	ポンプ場		汚水処理場		整備率 (雨水排水)
						箇所数	面積 (㎡)	箇所数	面積 (㎡)	
高知広域	高知市	分流	3,168	2,451	887,187	22	57,356	3	172,800	75.3%
			4,208	4,408	5,543	26	82,780	3	172,800	
		合流	685	690	220,627	2	6,900	—	—	98.0%
			699	694	—	2	12,600	—	—	
	小計	3,853	3,141	1,107,814	24	64,256	3	172,800	78.5%	
		4,907	5,102	5,543	28	95,380	3	172,800		
	南国市	分流	84	256	18,738	—	—	1	6,770	20.4%
			411	949	18,738	1	2,300	1	6,800	
	香美市	分流	255	255	604	—	—	—	—	80.4%
			317	317	604	—	—	—	—	
いの町	分流	222	194	80	3	12,340	1	24,800	85.7%	
		259	326	80	6	17,010	1	24,800		
安芸	安芸市	分流	169	169	50,372	2	1,090	1	27,700	99.4%
			170	170	47,772	3	1,430	1	27,700	
香南	香南市	分流	298	298	68,365	2	1,410	3	35,900	81.4%
			366	366	90,458	2	1,410	3	35,900	
須崎	須崎市	分流	244	45	4,774	5	43,740	1	37,520	71.1%
			343	261	6,140	5	43,740	1	37,520	
中村	四万十市	分流	174	173	—	4	13,400	1	27,550	71.0%
			245	315	—	4	13,400	1	27,550	
宿毛	宿毛市	分流	160	160	—	2	8,270	1	18,500	56.1%
			285	285	—	3	10,470	1	22,300	
東洋	東洋町	分流	56	56	1,570	—	—	1	6,100	91.8%
			61	61	1,570	—	—	1	6,100	
本山	土佐町	分流	40	40	—	—	—	1	5,100	100.0%
			40	40	—	—	—	1	5,100	
越知	越知町	分流	79	79	180	—	—	1	9,900	97.5%
			81	81	180	—	—	1	9,900	
中土佐	中土佐町	分流	65	—	1,460	1	1,000	—	—	100.0%
			65	—	1,490	1	1,000	—	—	
窪川	四万十町	分流	—	—	1,160	—	—	—	—	—
			84	—	1,160	2	9,100	—	—	
合計			5,699	4,866	1,255,117	43	145,506	15	372,640	74.7%
			7,634	8,273	173,735	55	195,240	15	376,470	

注）上段は供用、下段は計画決定

2) 流域下水道

2つ以上の市町村をまとめて1つの処理区として整備する下水道で、各市町村をつなぐ幹線管渠や終末処理場の設置管理は、都道府県が行います。各市町村内の管渠の整備・維持管理は、市町村が行います。

■ 流域下水道の決定状況（令和5年11月1日現在）

● 浦戸湾東部流域下水道処理区概要

区分	全体計画	認可計画
処理場名	浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター	
処理場の位置	高知市高須 304	
処理場面積(ha)	14.59	
排除方式	分流式	
処理方法	標準活性汚泥法	ステップ流入式多段硝化脱窒法+ 嫌気好気活性汚泥法+ 凝集剤併用型ステップ流入式 多段硝化脱窒法
処理面積(ha)	4,909	4,204
処理人口(人)	223,700	248,580
処理能力(m ³ /日)	37,000	27,500
管渠延長(km)	11.020	11.020
完成年度	R27	R9
関係市町村	高知市、南国市、香美市	

3) 都市下水路

主に市街地での浸水を防ぐことを目的とした施設です。内径 0.5m以上の管渠で、集水面積 10ha 以上の規模のものが該当します。

■ 都市下水路の決定状況（令和4年3月31日現在）

都市計画 区域名	都市名	排水区域 (ha)	管渠延長 (m)	ポンプ場		整備率 (排水)
				箇所数	面積 (m ²)	
室戸	室戸市	139	1,280	—	—	90.3%
		154	1,850	—	—	
土佐	土佐市	71	1,550	—	—	100.0%
		71	1,550	—	—	
中村	四万十市	69	3,680	—	—	100.0%
		69	3,680	—	—	
宿毛	宿毛市	92	4,390	—	—	100.0%
		92	4,390	—	—	
土佐清水	土佐清水市	72	2,178	—	—	100.0%
		72	2,280	—	—	
佐川	佐川町	157	2,370	—	—	100.0%
		157	2,370	—	—	
中土佐	中土佐町	65	1,460	1	1,000	100.0%
		65	1,490	1	1,000	
幡東	黒潮町	227	8,040	—	—	100.0%
		227	8,040	—	—	
合計		892	24,948	1	1,000	98.3%
		907	25,650	1	1,000	

注) 上段は供用、下段は計画決定

(2) その他の供給処理施設

都市に居住する人々が、快適な都市生活を営むために欠くことのできない処理施設として、高知県では以下の施設を都市計画に定めています。

1) 汚物処理場

■ 汚物処理場の決定状況（令和5年3月31日現在）

都市計画 区域名	都市名	名称	計画		供用		最終告示 年月日
			面積 (ha)	処理能力 (kl/日)	面積 (ha)	処理能力 (kl/日)	
高知広域	高知市	高知市東部環境センター	4.30	390.00	4.30	390.00	S63.12.1
	南国市	南国市環境センター	1.03	70.00	1.03	70.00	H4.12.8
室戸	室戸市	室戸清浄園し尿処理場	0.35	20.00	0.35	20.00	H10.2.6
香南	香南市	香長し尿処理組合衛生センター	2.25	100.00	2.25	100.00	S61.8.12
土佐	土佐市	仁淀川下流衛生事務組合衛生センター	0.50	120.00	0.50	120.00	S54.7.4
土佐清水	土佐清水市	土佐清水市衛生センター	0.17	31.00	0.17	31.00	H11.11.18
中土佐	中土佐町	高幡東部清掃組合し尿処理場	0.50	60.00	0.50	60.00	S63.6.23
窪川	四万十町	四万十町汚泥再生処理センター	0.67	44.00	0.67	44.00	H24.4.3
幡東	黒潮町	幡東衛生センター	0.40	28.00	0.40	28.00	H8.12.20
合計			10.17	863.00	10.17	863.00	-

2) ごみ焼却場

■ ごみ焼却場の決定状況（令和5年3月31日現在）

都市計画 区域名	都市名	名称	計画		供用		最終告示 年月日
			面積 (ha)	処理能力 (t/日)	面積 (ha)	処理能力 (t/日)	
高知広域	高知市	高知市宇賀焼却工場	12.30	600.00	11.30	450.00	H9.6.18
		高知市菖蒲谷工場	0.60	150.00	0.60	150.00	S45.10.15
	南国市	香南清掃組合ごみ焼却場	1.96	160.00	1.96	160.00	H1.2.18
土佐清水	土佐清水市	土佐清水市清掃センター	0.98	30.00	0.98	30.00	S61.9.22
合計			15.84	940.00	14.84	790.00	-

3) ごみ処理場

■ ごみ処理場の決定状況（令和5年3月31日現在）

都市計画 区域名	都市名	名称	種別	計画		供用		最終告示 年月日		
				面積 (ha)	処理能力 (t/日)	面積 (ha)	処理能力 (t/日)			
高知広域	高知市	魚腸骨処理施設	一般	0.70	30.00	0.70	30.00	H15.11.14		
	日高村	エコサイクルセンター	産廃 一般	7.00	医療 廃棄物 6.56	7.00	医療 廃棄物 6.56	H18.10.27		
土佐	土佐市	北原クリーンセンター	一般	2.20	焼却	120.00	2.20	焼却	120.00	H8.3.1
					粗大ごみ	10.00		粗大ごみ	10.00	
中土佐	中土佐町	高幡東部清掃組合ごみ処理場	一般	1.00	50.00~55.00	1.00	50.00~55.00	H11.11.26		
佐川	佐川町	高吾北清掃センター	一般	1.50	焼却	40.00	1.50	焼却	40.00	H2.10.12
					粗大ごみ	1.00		粗大ごみ	1.00	
					破碎	8.00		破碎	8.00	
合計			-	12.40	-	-	12.40	-	-	

4. その他の都市施設

1.～3.で掲げた以外にも、安全な都市生活や円滑な都市活動を支えるために様々な都市施設が必要ですが、その計画段階から、土地利用や施設間の調整、住民の合意形成のために都市計画に定めることが望ましい場合があります。高知県では、以下の都市施設を都市計画決定しています。

(1) 河川

■ 河川の決定状況（令和5年3月31日現在）

都市計画 区域名	都市名	名称	級	計画		供用		最終告示 年月日
				幅員 (m)	延長 (km)	幅員 (m)	延長 (km)	
高知広域	高知市	鏡川	2級	115～269	7.99	115～269	7.99	S53.4.11
		神田川	2級	15～50	6.09	15～50	5.70	S53.4.11
		吉野川	2級	17～36	1.43	17～36	1.43	S53.4.11
		久万川	2級	16～52	1.75	16～52	1.75	H3.3.1
合計			—	—	17.26	—	16.87	—

(2) 学校・保育所

■ 学校・保育所の決定状況（令和5年3月31日現在）

都市計画 区域名	都市名	名称	計画		供用		最終告示 年月日
			箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	
室戸	室戸市	室戸中学校	1	1.5	1	1.5	S33.10.15
幡東	黒潮町	中央保育所	1	0.1	1	0.1	S47.9.5
合計			2	1.6	2	1.6	—

(3) 市場

■ 市場の決定状況（令和5年3月31日現在）

都市計画 区域名	都市名	名称	計画	供用	最終告示 年月日
			面積 (ha)	面積 (ha)	
高知広域	高知市	御豊瀬漁業協同組合魚市場	0.1	0.1	S49.11.7
		高知市中央卸売市場	6.0	5.3	H8.2.13
		高知県中央青果市場	1.0	1.0	S57.2.19
室戸	室戸市	室戸市漁業協同組合市場	0.2	0.2	S51.12.11
安芸	安芸市	安芸漁業荷捌所	0.2	0.2	S54.3.31
香南	香南市	野市青果市場	0.1	0.1	S54.3.29
須崎	須崎市	須崎魚市場	0.5	0.2	R3.12.20
中村	四万十市	幡多公設地方卸売市場	1.3	1.3	S48.11.8
土佐清水	土佐清水市	窪津魚市場	0.2	0.2	S57.1.16
東洋	東洋町	甲浦漁協魚市場	0.4	0.4	S53.12.19
合計			10.0	9.0	—

(4) と畜場

■ と畜場の決定状況（令和5年3月31日現在）

都市計画 区域名	都市名	名称	計画		供用		最終告示 年月日
			面積 (ha)	処理能力 (t/日)	面積 (ha)	処理能力 (t/日)	
高知広域	高知市	高知市食肉センター	1.1	8.4	1.1	8.4	S48.2.17
中村	四万十市	中村市営食肉センター	0.8	21.0	0.8	21.0	H7.11.21
合計			1.9	29.4	1.9	29.4	-

(5) 火葬場

■ 火葬場の決定状況（令和5年3月31日現在）

都市計画 区域名	都市名	名称	計画		供用		最終告示 年月日
			面積 (ha)	処理能力 (体/日)	面積 (ha)	処理能力 (体/日)	
高知広域	高知市	高知市立火葬場	3.7	22	3.7	22	S59.12.17
須崎	須崎市	須崎火葬場	0.5	8	0.5	8	H10.10.15
中村	四万十市	幡多中央環境施設組合	2.4	9	2.4	9	H6.7.19
幡東	黒潮町						H6.7.13
土佐清水	土佐清水市	土佐清水市斎場	0.9	4	0.9	4	H10.6.9
佐川	佐川町	高吾北広域町村組合火葬場	0.1	6	0.1	6	S52.11.14
窪川	四万十町	四万十町斎場	0.6	8	0.6	8	H24.3.30
合計			8.2	57	8.2	57	-

(6) 一団地の津波防災拠点市街地形成施設

■ 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の決定状況（令和5年3月31日現在）

都市計画 区域名	都市名	名称	面積 (ha)	住宅施設		公益的施設		公共 施設	建築物に 関する事項	最終告示 年月日
				面積 (ha)	備考	面積 (ha)	備考			
幡東	黒潮町	スキャン谷地区	6.7	0.6	公営住宅 等を配置	2.2	庁舎等を 配置	上水道 下水道	高さの限度 15m以下 (公益的施設)、 容積率 200%以下、 建蔽率 60%以下	H29.1.27

(7) 公衆電気通信の用に供する施設

■ 公衆電気通信の用に供する施設の決定状況（令和5年3月31日現在）

都市計画 区域名	都市名	施工者名	名称	面積 (ha)		最終告示 年月日
				計画	完了	
高知広域	高知市	NTT	高知電報電話局潮江局	0.9	0.9	S48.8.3
		NTT	高知電気通信センター	0.5	0.5	S49.6.26
合計				1.4	1.4	-

(8) 文化複合施設

■ 文化複合施設の決定状況（令和5年3月31日現在）

都市計画 区域名	都市名	名称	面積 (ha)	最終告示 年月日
中村	四万十市	四万十市文化複合施設	0.7	R1.9.13